

## 5 ビルメンテナンス業における危険性又は有害性と

### 発生のおそれのある災害の例

ビルメンテナンス業における危険性又は有害性と発生のおそれのある災害の例として、分野ごとにまとめると次のようなものがあります。初めてリスクアセスメントを導入する場合などに着眼点とすると効果的です。

なお、重篤度の見積りについては、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積ることとしています。

#### 共 通

No	(キーワード)	危険性又は有害性と発生のおそれのある災害の例
1	(通路)	作業者が移動するとき、通路に資機材が乱雑に置かれていたので、それにつまずいて転倒し、足を捻挫する。
2	(通路)	作業者が移動するとき、通路が薄暗かったので、通路に置かれた資機材に激突し、足を打撲する。
3	(通路)	作業者が、貨物用のエレベータから降りるときに、床に貼られていた養生の浮きに足を引っ掛けて転倒し、打撲する。
4	(荷)	作業者が荷物を両手でかかえて運搬するとき、足元が見えにくく、通路にあるものにつまずいて転倒し、胸を打撲する。
5	(荷)	作業者が、倉庫内で移動するとき、体が棚に触れて乱雑に置かれていた物が落下し、頭部を強打する。
6	(荷)	作業者が荷物を両手に持って運搬するとき、重量に耐え切れずに手を放したので、荷物が足に落下し、骨折する。
7	(脚立)	作業者が、脚立に乗って作業をするとき、不安定な場所に脚立を設置したので、バランスを崩して転落し、打撲する。
8	(脚立)	作業者が、脚立に乗って作業をするとき、脚と水平面の角度が狭くて不安定だったので、バランスを崩して転落し、打撲する。
9	(脚立)	作業者が、脚立に乗って天井部での作業をするとき、つま先立ちをしてバランスを崩して転落し、骨折する。
10	(脚立)	作業者が、脚立に乗って作業するとき、開き止め金具のロックが不十分だったので、脚立が開いて転落し、打撲する。
11	(はしご)	作業者が、2階の屋根にはしごを使用して登ろうとしたとき、はしごの脚部が滑ったため地面に落下し、骨折する。
12	(はしご)	作業者が、ビル施設の垂直はしごを上っているとき、片手に道具を持っていたため、手が滑って墜落し、死亡する。
13	(ドア)	作業者が、出入りロドア付近で作業をしているとき、通行者が作業者に気付かずドアを開けたので、ドアに顔面が当たって打撲する。
14	(ドア)	作業者が、清掃のために自動ドアを手動で閉めるとき、手の指をドアにはさまれ裂傷する。